

## アメリカの大学の入学者選抜に今後大きな変化が起きるか？

米国大学の統一的な募集・出願・合否判定・入学勧誘・入学手続きに関する専門職団体 NACAC の倫理綱領の変更

名古屋大学 大学院教育発達科学研究科 特任教授  
高大接続研究センター 大谷 尚

### <はじめに>

米国大学の大学入学者選抜に関わる大学側のアドミッション部門担当者であるアドミッションズオフィサー、アドミッションズカウンセラー等<sup>1</sup>と、高校側の大学入学カウンセリングに関わる担当者であるカレッジ・カウンセラー<sup>2</sup>、そして高校生の大学入学カウンセリングに関わる独立カウンセラー (independent counselor)<sup>3</sup>らの専門職団体で、米国大学の統一的な募集・出願・合否判定・入学勧誘・入学手続きを合意の上で定めてきた NACAC (National Association for College Admission Counseling)<sup>4</sup> は、2019 年 9 月に、同会の倫理綱領 (Code of Ethics and Professional Practice) から、連邦司法省 (Department of Justice) によって反トラスト法 (antitrust law (競争法、独占禁止法)) 違反の疑いがあると見られていた次の 4 項目を削除することを決めました (NACAC (2019), INSIDE HIGHER ED (2019), NATIONAL COLLEGE ATTAINMENT NETWORK (2019), ROAD2COLLEGE (2019), DYSART GROUP (2020), Forbes (2020), NACAC (日付不明)) .

これにより今後の米国の大学入学者選抜が変わっていく可能性があります。またそもそも、このことは、大学の機能と意義に関する米国社会の認識が変化してきたことを意味していると考えられます。

以下にそれについて解説します。

### <NACAC が倫理綱領から削除した条項>

NACAC がその倫理綱領から削除した条項は次の通りです。なお以下は引用者による簡訳であり、番号も引用者が付したものです。

1. 大学は Early Decision Admission (訳注：日本の推薦入学のような早期合格制度) の出願者や入学許可者だけが得られるインセンティブ (入学後の寮、通常より有利な学資援助、Early Admission での入学者への奨学金) を提案してはならない。しかし大学は early admission での合格率が他の合格率とどう異なるかを開示しなければならない。(A. 3. a. vi.)
2. 入学許可者は、どの大学に入学するかを慎重に決定する。学生がいったんある大学に入学を決めたら、他の大学はそれを尊重し、自大学へのリクルート (訳注：入学勧誘) を停止しなければならない。(2. B. Introduction)
3. 大学は、すでに別の大学に入学し、または入学手続きをし、または入学の意向を表明し、または入学手続き料 (deposit) を支払った学生に対して、それを知りながら自大学への入学を勧めたり、インセンティブの提供を提案したりしてはならない。5 月 1 日はその最終日であり、大学はそれを尊重しなければならない。例外は補欠合格リストから入学手続きをした学生の場合と、学生が自分で問い合わせを行う場合と、転学プ

<sup>1</sup> アドミッションズオフィサーらについては大谷 (2018, 2019a) 、大谷・依田 (2018) を参照。

<sup>2</sup> カレッジカウンセラーについては大谷 (2018, 2019a) を参照。

<sup>3</sup> 独立カウンセラーについては大谷 (2018, 2019a, 2019b) を参照。

<sup>4</sup> NACAC については大谷 (2018, 2019a) を参照。

プログラムを提供する大学による場合である。(B.5)

4. 大学は、前年度の出願者（訳注：前年度の出願者で自大学に入学しなかった学生）に対して、学生本人が転学について問い合わせた場合や、他大学からの転学の誘いを許可する大学に入学した場合や、大学に入学していない場合、を除いては、転学の要請をしてはならない。(D.5)

### <各条項の意味と削除の背景>

1. は、Early Decision Admission（早期合格・入学手続き制度。日本の推薦入学に似た制度で、早期に合否判定が出るが、合格したら入学しなければならない。大谷(2018, 2019a)）で通常より良い条件を出して学生を早急に確保することを禁じていたものです。しかしいつどのような条件を出して学生を確保するかは自由競争にすべきだという考え方から、これが反トラスト法に違反していると見られていました。

2. と 3. は、いったん A 大学に入学手続きをした学生を、B 大学が自大学に入学させようと勧誘 recruit することを禁止してきたものですが、これらの文言の削除によって、学生が A 大学に入学手続きをした後でも、その学生を自大学に欲しいと考える B 大学は、奨学金を含むさまざまな条件を提示して、その学生を B 大学に勧誘することができるようになります。

これまでも、優秀な出願者に対して複数の大学が奨学金などの良い条件を競って提示して入学勧誘をすることはありましたが、それはあくまで、その学生がどの大学にも入学手続きをしていない段階でのことでした。しかし今後は、ある大学に入学手続きをした後でも、他大学が好条件を出して自大学に入学させる（端的に言えば、別の大学に入学手続きをした学生を「横取り」する）ことができることとなります。

このとき、学生は、既に A 大学に「デポジット deposit」と呼ばれる入学手続き料（米国大学には授業料とは異なる入学金は無く、deposit として初年度学費の一部を払い込む。ただし留学生は初年度の学費全額であることが多い。）を払い込んでいるわけですが、それを捨てても元が取れるだけの奨学金などの条件が B 大学から提示されれば、学生とその家族にとって有益ですので、既に A 大学に払い込んだデポジットを捨てるのが可能になります。言い換えれば、「お金で学生を横取りする」わけです。これまでこれを禁止してきたことが、自由競争に反すると考えられるようになったわけです。

そして 4 は、前年度の出願者の内、他大学に入学した学生を自大学に転学させる転学勧誘を禁止したものでしたが、これもこの文言の削除によって、可能になります。

そもそもこれらの文言は、大学が自由競争によって優秀な学生を横取りし合うような弱肉強食の世界になることを防いで来たものと考えられます。同時に、いったんある大学に入学を決めた学生が、他の大学からの好条件を伴う入学勧誘によって振り回され、混乱することを防いでいたのだと考えられます。（それとともに、これらの文言は、大学の入学者選抜担当職員であるアドミッション・オフィサーらの職務の無限定な拡大を防ぐ機能を持っていたと考えられます。これについては後述します。）

それに対して、自大学に入学する学生を、どの段階でどこからどのように確保しようとも、それは自由競争であり、それを NACAC が倫理綱領で拘束するのは違法ではないかという指摘に基づく改変です。

このことは、大学はあくまで「教育機関」であって、自由競争の原理を適用すべき世界とは見なされていなかったのが、大学も、教育消費者に教育を提供する「企業」だとみなされるようになったと考えることもできます。実際、米国大学では、「マーケティング」などをはじめとした、ビジネス上の概念が広く導入・適用されるようになってきています<sup>5</sup>し、「ビジネス・ソリューション」と呼ばれるビジネスのためのコンピュータ・アプリケーションも積極的に活用されるようになってきています（大谷, 2020）。

<sup>5</sup> それ以外にも、onboarding などのビジネスの概念も用いられているし、さまざまなビジネスソリューションのアプリケーションが大学でも使われている（大谷, 2020）。また実際、大学のアドミッション部門で普及している「Slate」などの出願者管理システムは、一種の顧客管理システム（CMS: Customer Management System）であり（大谷・依田, 2018, 大谷, 2019a）、これらのことなどからも、このような動向を把握することができると考えられる。

## <今後の大学入学者選抜への予測される影響>

### (1) 米国大学の入学手続料への影響

では、大学はまさに弱肉強食の世界に突入するのでしょうか？ そうなれば多額の基金 (endowment) を有する資金力のある大学(大谷, 2019a)が有利になります。

ただしいまのところ、各大学がこれに基づいてすぐにこのような「攻め」の動きをするかどうかは分かっていません。ただ、上記の米国内の報道によれば、大学によっては、これに対抗する「守り」のために、入学手続き料 deposit を「値上げ」する (例えば \$400 だったのを \$2,000 にする) ところも出て来るようです。デポジットが高額になれば、学生がそれを捨てても元が取れるような条件を、他大学が出しにくくなるからです。

### (2) 米国大学の入学者選抜部門とその職員の業務への影響

同時に各大学でこのような動きが活発化するとすれば、米国大学のアドミッション部門は、5月1日以降もリクルートを続けることになり、アドミッション部門の業務が格段に増大することになります。そうなると、ある調査によるとアドミッション・オフィサーの66.2%が1日9時間から12時間働くこととされるほどハードワークの状態(大谷, 2018, 2019a)の彼らが、6-7月を残務処理や長期休暇にあて、8月に9月以降の高校への出張計画などを立てるという現在の年間スケジュール<sup>6</sup>は大きく変わり、6,7,8月も優秀な学生のrecruit合戦に使う「書き入れ時」になってしまう恐れがあります。また各大学のアドミッション部門にとっては、自大学に入学手続きをした学生が9月に入学してくるかどうかぎりぎりまで分からないことになり(これまでも、5月1日までに入学手続きをした入学予定者が、多様な理由で9月に入学してこないケースがあり、それはsummer melt(夏溶け)と呼ばれていましたが(Castleman, Page, and Snowdon(2013), 大谷, 2020)、そのことによってエンrollment・マネジメント(入学者管理)<sup>7</sup>上の問題が生じると考えられ、それへの対応が必要になると考えられます。つまり、アドミッション部門は、5月1日以降は、優秀な学生の「横取り」と「引き留め」

(Recruitment and Retention)に全力を上げる必要が出てくるのではないかと考えられます。

また、上記の米国内の報道のひとつは、「今後米国の学生は、入学後も一年中、他大学からの転学の誘いのダイレクトメールを受け取ることになるだろう」としています。

以上のような状況を考慮に入れながら、米国大学の入学者選抜の今後の変化について、見守る必要があると考えます。

## <文 献>

DYSART GROUP 2020. 6. 11 The Department of Justice Forced Changes to the Statement of Good Practices for NACAC. <https://www.thedysartgroup.com/the-department-of-justice-forced-changes-to-the-statement-of-good-practices-for-nacac/> 2020. 8. 3 閲覧

Forbes 2020. 4. 21 19:02 A Historic DOJ Case Impacts College Admissions In The Era Of COVID-19. <https://www.forbes.com/sites/christopherrim/2020/04/21/a-historic-doj-case-impacts-college-admissions-in-the-era-of-covid-19/#4428755c4a58> 2020. 8. 3 閲覧

NATIONAL COLLEGE ATTAINMENT NETWORK 2019. 10. 7 What the Changes to NACAC's Student Recruitment Rules Could Mean for Our Students. <https://www.ncan.org/news/472952/What-the-Changes-to-NACACs-Student-Recruitment-Rules-Could-Mean-for-Our-Students.htm> 2020. 8. 3 閲覧

<sup>6</sup> アドミッション・オフィサーの業務の年間スケジュールについては、大谷・依田(2018)、大谷(2018, 2019a)を参照。

<sup>7</sup> エンrollment・マネジメントについては大谷(2020)を参照

ROAD2COLLEGE 2019. 10. 11 DOJ Pushes Changes In College Admissions Recruiting: How Your Student Will Be Affected. <https://www.road2college.com/doj-nacac-vote-college-admissions-changes/> 2020. 8. 3 閲覧

INSIDE HIGHER ED 2019. 9. 30 NACAC Agrees to Change Its Code of Ethics Move is designed to end pressure from Justice Department, but what will the impact be on the admissions landscape?. <https://www.insidehighered.com/admissions/article/2019/09/30/nacac-agrees-change-its-code-ethics> 2020. 8. 3 閲覧

NACAC 2020 VISION: THE EVOLVING ADMISSION CYCLE. <https://www.nacacnet.org/news--publications/newsroom/updates-from-nacacs-president/2020-vision-the-evolving-admission-cycle/> 2020. 8. 3 閲覧

NACAC Code of Ethics and Professional Practices. Approved by the 2019 Assembly. [https://www.nacacnet.org/globalassets/documents/advocacy-and-ethics/cepp/cepp\\_10\\_2019\\_final.pdf](https://www.nacacnet.org/globalassets/documents/advocacy-and-ethics/cepp/cepp_10_2019_final.pdf) 2020. 8. 3 閲覧

Benjamin L. Castleman, Lindsey C. Page, Ashley L. Snowdon(2013)SDP Summer Melt Handbook: A Guide to Investigating and Responding to Summer Melt. Center for Education Policy Research. Harvard University

大谷 尚(2018)「高大接続型選抜を担うアドミッションオフィサー養成プログラムの構築に関する研究」に関する調査報告：2. 2017 大学入学者選抜に関する全米大会への参加報告. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要. 2/3. 20-27

大谷 尚(2019a)公開講演会「高大を接続する-高校と大学の教師の役割-」：高校と大学とが対話的・協調的に実施する北米の大学入学者選抜：アドミッションオフィサーとカレッジカウンセラーの職務の調査を通して. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要. 4. 7-30

大谷 尚(2019b) 米国の大学進学独立カウンセラー協会の年次会合 HECA Conference 2018 への参加報告とそれにもとづく米国大学入学者選抜についてのいくつかの検討. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要. 4. 60-78

大谷 尚(2020)アドミッション・オフィサー養成プログラムの構築に関する調査報告：「AACRAO (American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers) による SEM (Strategic Enrollment Management) 年次カンファレンスへの参加報告と戦略的エンロールメント・マネジメントについて」 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要. 5. 5-25

大谷 尚・依田理恵子(2018) 高大接続型選抜を担うアドミッションオフィサー養成プログラムの構築に関する研究」に関する調査報告：1. アドミッション・オフィサー養成プログラムの構築に関する調査報告:アメリカの大学のアドミッション部門とアドミッションズ・オフィサーに関する調査報告. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要. 2/3. 3-19